



荒川区地域福祉計画(素案) ー概要版ー

【基本方針及び施策体系図】

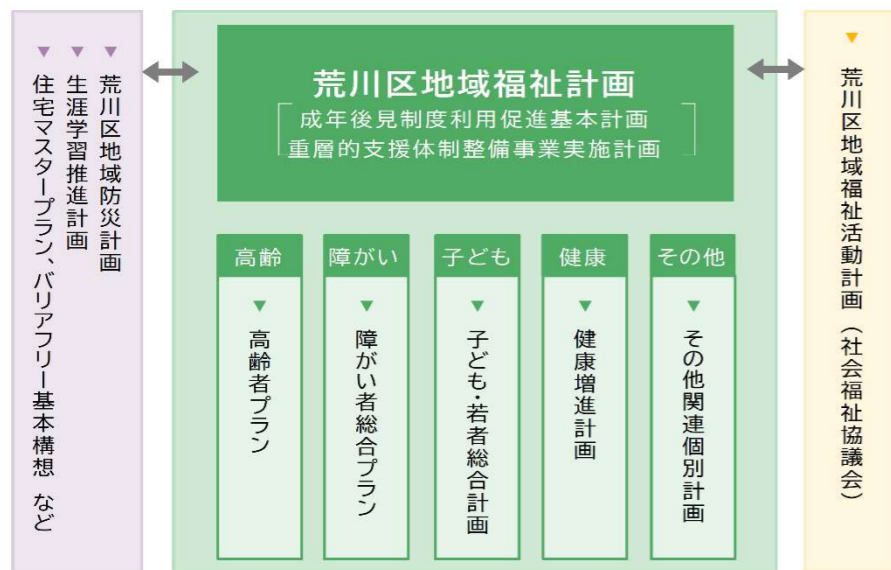
1 計画策定の目的・趣旨 [素案 P.1~]

- 近年区では、人口は微増傾向だが、後期高齢者の増加や、医療・介護需要の高まる中、ダブルケアや8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題は複雑化・複合化している。
- これまで、町会・自治会、民生・児童委員、社協や社福法人、ボランティア団体等の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも協力をいただいていたが、今後は行政と地域の団体等が、より連携・協働し、包括的な支援体制の構築を目指していく必要がある。

2 計画の位置付け [素案 P.3~]

- 社会福祉法に基づく区市町村地域福祉計画として、また区の健康・福祉分野の上位計画として位置付け、地域保健福祉の向上のための理念や基本的方向性、共通して取り組むべき事項を定める。具体的施策や事業等詳細は、本計画を構成する分野別計画(高齢者プラン、障がい者総合プラン、子ども・若者総合計画、健康増進計画等)で示すこととする。
- 子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要である。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、成年後見制度の利用促進に関する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包する。また、令和3年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付ける。
- 計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とする。

【他の計画との関係図】



3 基本理念 [素案 P.24~]

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

基本方針 1

つながり支え合う地域づくり

- (1) 地域の多様な活動の推進
 - ① ボランティア活動・地域活動の支援
 - ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進
 - ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
 - ④ 再犯防止に関する活動の促進
- (2) 身近な地域の居場所づくり
 - ① 高齢者のサロン活動の推進
 - ② 子どもや若者の居場所づくり
 - ③ 誰もが集える居場所づくりの推進
- (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築
 - ① 地域における見守り・防犯活動の推進
 - ② 社会福祉協議会等との連携・協働
 - ③ 民間事業者等との連携・協働
 - ④ 多文化共生の推進
- (4) 包括的な相談・支援体制の構築

基本方針 2

誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

- (1) 住宅確保要配慮者への支援
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- (3) 多様な地域生活課題への対応
 - ① 高齢者への支援
 - ② 障がい者(児)への支援
 - ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援
 - ④ ケアラーへの支援
 - ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
 - ⑥ 在宅医療に関する支援
 - ⑦ 自殺対策
 - ⑧ 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
 - ① 権利擁護に関する総合的な取組
 - ② 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進

基本方針 3

地域福祉を支える基盤づくり

- (1) 福祉人材の確保・定着・育成
- (2) 福祉サービスの質の向上
- (3) デジタル技術の活用等
- (4) バリアフリーの推進

重層的支援体制の整備



4 各施策の方向性(抜粋) [素案 P.33~]

1 つなぎ支え合う地域づくり

(1)地域の多様な活動の推進 [素案 P.33~]

◆ 高齢者や障がい者の社会参加の促進 [素案P. 35~]

- ▶ 当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場としても参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めていきます。

(2)身近な地域の居場所づくり [素案 P.41~]

◆ 誰もが集える居場所づくりの推進 [素案P. 45~]

- ▶ 地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集える居場所づくりの拡充を図っていきます。

(3)地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築 [素案 P.47~]

◆ 多文化共生の推進 [素案P. 53~]

- ▶ 外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。

(4)包括的な相談・支援体制の構築 [素案 P.55~]

- ▶ 複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。

2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

(1)住宅確保要配慮者への支援 [素案 P.57~]

- ▶ 住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。

(2)生活困窮者への総合的な支援体制の整備 [素案 P.60~]

- ▶ 相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。

(3)多様な地域生活課題への対応 [素案 P.62~]

◆ 高齢者への支援 [素案 P.62~]

- ▶ 地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組みを構築していきます。

◆ 障がい者(児)への支援 [素案 P.65~]

- ▶ 地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行

い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。

◆ 子ども・子育て家庭・若者への支援 [素案 P.68~]

- ▶ 妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。

◆ ケアラーへの支援 [素案 P.70~]

- ▶ 子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。

◆ 社会的孤立をなくすための支援 [素案 P.79~]

- ▶ 社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まえながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。

(4)権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画) [素案 P.81~]

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組みを構築していきます。

(5)災害時要配慮者対策の推進 [素案 P.91~]

- ▶ 関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。

3 地域福祉を支える基盤づくり

(1)福祉人材の確保・定着・育成 [素案 P.93~]

- ▶ 福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることの周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。

(2)福祉サービスの質の向上 [素案 P.95~]

- ▶ 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るため、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。

(3)デジタル技術の活用等 [素案 P.97~]

- ▶ 誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めていきます。

(4)バリアフリーの推進 [素案 P.98~]

- ▶ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。